

総務常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 平成 28 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 2 号 平成 28 年度岩国市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について

本件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 77 号 平成 29 年度岩国市一般会計補正予算（第 1 号）

本議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 85 号 岩国市防犯設備基金条例

議案第 86 号 岩国市日米交流基金条例

議案第 89 号 岩国市集会所条例の一部を改正する条例

議案第 90 号 不動産の取得について

議案第 92 号 財産の減額貸付けについて

以上 5 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

請願第 1 号 民主主義と地方自治を尊重して 沖縄県との誠意あ

る話し合いを行うよう求める意見書を提出すること
について

本件は、引き続き審査すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について御報告いたします。

認定第1号 平成28年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費の市民協働推進費のひとつづくり・まちづくり基金に関し、委員中から、当該基金を活用した事業概要について質疑があり、当局から、本基金は、市民による公益的かつ自主的なまちづくり活動を担う人材の育成及び活動の促進を図るために設置されたものであり、みんなの夢をはぐくむ交付金と人材育成事業補助金の2つの事業に充てられている。

前者は、市民活動の活性化と新しい公共の担い手となる市民活動団体の発掘及び育成を図るため、市民の公益の増進に寄与することを目的とする活動を行う市民活動団体に対して交付され、平成28年度は24団体に対し、483万1,152円が交付されている。

また後者は、本市の経済、教育等において先進的かつ指導的活動を実践する人材を育成することを目的に、国内外での研修や講習に参加を希望する者に対して経費の一部を補助するもので、平成28年度は6人に対し、2万6,460円が補助されている、との答弁があ

りました。

これを受けて委員中から、みんなの夢をはぐくむ交付金対象事業の審査についてはどういった基準で行われているのか、との質疑があり、当局から、交付の対象となる団体となるには一定の要件を満たす必要があり、交付金審査委員会で審査を行っている。

事業については、団体から提案をいただく場合と、市からの提案に対応いただく場合とがあり、いずれも1団体1事業で、同一事業は最長で3年間の交付と定めている、との答弁がありました。

これを受けて委員中から、要綱にもあるとおり、これらの活動は市民活動の活性化や新しい公共の担い手となる団体の発掘及び育成に依拠しているもので、当局にとっても、予算や職員の不足を補う上でも、これらの活動が継続されることが望ましいのではないかと考える。その観点から、交付金の交付期間が終了した後の団体の活動に対して、どのような対応をとっているのか、との質疑があり、当局から、申請時において、最長3年間という交付期限の説明を行っているものの、その後の団体の活動について、詳細に把握していないのが現状である。今後は、団体の意向や地域性も鑑みながら、いわくに市民活動支援センターを通じた助成金の紹介や各種助言などの側面的な援助ができないかなど、種々検討をしてまいりたい、との答弁がありました。

続いて、総務費の市民協働推進費のふるさと応援寄附PR事業に関し、委員中から、事業の実績及び採択基準について質疑があり、当局から、平成28年度においては、潮風公園イルミネーション設置事業やスポーツ活動推進事業、オオサンショウウオ夜間観察会事業、子供110番の家整備事業など、全部で7つの事業に対して活用させていただいた。

事業の採択基準としては、申請の際に、地域活性化や教育・文化振興といった5つの中からご希望の項目をお選びいただくほか、本市に対してのメッセージなどから、寄附者の意向に沿った具体的な事業を選定することとしている、との答弁がありました。

これを受けて委員中から、メッセージをいただくことがある以上、寄附者に対して、どういった事業に活用させていただいたかを報告することや、事業によっては実際に本市にお越しいただいた上で、寄附者の思いが実現していることを実感していただくことも必要なのではないか。あわせて、返礼品の選定についても、地元特産品をもっとPRするなどの工夫ができないのか、との質疑があり、当局からご提言についてはシティプロモーションにもつながるものと捉えており、今後、どういった事業に充当したかということをも具体的にお伝えするとともに、事業によっては本市にお越しいただくことも含め、メッセージを発信してまいりたい。

返礼品については、岩国市ふるさと応援寄附金特典協力企業募集要領に基づき、協力企業等を募集し、商品の確保や発送等の協力をいただいているところであるが、本市にはいまだ発掘されていない産品もあるものと考えていることから、企業のお力もお借りしながら、PRも含め、返礼品の開発に努めてまいりたい、との答弁がありました。

続いて、総務費の基地政策費に関し、委員中から、低騒音機によるFCLP訓練についての見解について質疑があり、当局から、平成18年当時は、米軍再編ロードマップの中間報告において、国から低騒音機によるFCLP訓練については厚木基地で実施されており、移駐後においても、岩国基地で訓練が実施されるものと考えているとの説明があり、市においてもそうした認識を持っていたが、本年1月に空母艦載機移駐に係る説明が国からあった際、低騒音機のFCLPについて照会したところ、現状においては低騒音機も硫黄島で実施されていることから、今後も米側に対し、できる限り硫黄島で実施するよう求めていくとの回答があった。

このことから、市としては、この回答のとおりと受け止めており、FCLPについては低騒音機も含め、硫黄島で実施されるものと考えている。また、これまでの状況から、FCLPが岩国基地において実施されるとは考えていないが、激しい騒音をもたらすFCLP

について岩国基地で実施することについては容認できないという立場は貫いてまいりたい、との答弁がありました。

本件のうち、当委員会所管分については、討論において、一部委員から、「基地依存体質が強まることを理由として平成28年度当初予算に反対したが、結果的にそれらが進行した形となっていること、及び、さまざまな問題点や基地依存の実態も明らかになりつつあると判断されるため反対する」との意見がありましたので、挙手により採決いたしました結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

次に、議案第77号 平成29年度岩国市一般会計補正予算（第1号）のうち、当委員会所管分の審査におきまして、総務費の特定防衛施設周辺整備費に関し、委員中から、テニスコート夜間照明の設置に係る経費が、約7,800万円減額されていることについて質疑があり、当局から、岩国運動公園内のテニスコート16面のうちの8面には、既に照明塔が8基ほど整備されている。

当初は、既存のものと同じものを増設するという方向で事業費の積算を行っていたが、昨年度実施した実施設計において、複数の整備手法を検討した結果、

照明器具の高さを抑える一方、本数をふやしたり、LED化をしたりすることなどにより、事業費を大幅に圧縮することができたもの

である、との答弁がありました。

これを受けて委員中から、今回の整備手法の変更については、実際に利用される方々や関係機関は承知をしているのかとの質疑があり、当局から、本施設を主に利用される岩国テニス協会、岩国市ソフトテニス連盟とも協議を重ねたところであるが、現在、夜に開催される大会が予定されていないこと、昼から開催された試合が長引いた場合でも、全ての照明を点灯させる必要がないこと、夜間利用者の多くが練習の目的で施設を利用していることなどから、特に問題はないと判断している、との答弁がありました。

本議案のうち、当委員会所管分については、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第92号 財産の減額貸付けについての審査におきまして、委員中から、市や地域関係団体で構成される協議会について質疑があり、当局から、貸付け相手方である学校法人広島YMCA学園におかれては、昨年の12月議会での議論も踏まえ、岩国YMCA 国際医療福祉専門学校 地域貢献協議会を、本年8月に設置されており、第1回目の会合を10月下旬に開催されるやに伺っている。

本協議会では、学校と地域の連携、協力を図り、地域貢献のあり方や学生の確保、卒業後の市内在住等に取り組むことを目的として

おり、市としても、かつて専門学校を誘致した経緯もあることから、積極的に参加していきたいと考えている、との答弁がありました。

これを受けて委員中から、本来はこういった協議会をもっと早い段階で立ち上げるべきであったと考えるが、この協議会の立ち上げを受け、今回の貸付期間が終了する平成32年度末にこういった効果を生むことを想定しているのか。

また、次回の貸付け時には通常の貸付け料を想定しているのか、との質疑があり、当局から、この協議会は、医療、まちづくり、商店街、福祉、行政などの関係者で構成されていることなどからも、協議会設立に係る目的の達成に向け、連携して取り組んでいきたいと考えている。

協議会の立ち上げを受けて、1年足らずで成果を生むことは難しいと思われるものの、今回の貸付期間中に、協議会の活動の状況を見ながら対応をしてみたい。

また、その際の貸付料については、基本的には平成32年9月までに法人側と協議して定めることとなるが、普通財産の貸付基準に基づくものとなるように相手方と協議をしてみたい、との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、協議会の構成メンバーには、さまざまな業種の団体が見受けられるが、地域貢献という目的の中で、そ

れぞれがどのように連携していくのか、との質疑があり、当局から、構成メンバーの1つである「まちづくり岩国」におかれては、中心市街地活性化基本計画を推進するため、グランドデザインを作成されていることから、医商連携という位置づけをベースにして、地域の活性化に寄与するものと考えている、との答弁がありました。

これを受けて委員中から、今回、まちづくりにおける医商連携という考え方が示されたが、まちづくりは絶えず変化するものでもあり、次代をしっかりと見込むことが肝要であるとする。今回、まちづくりの柱として医商連携を据える以上、覚悟をもって対応すべきではないかとの質疑があり、当局から、約20年以上前から本学の誘致にかかわった経緯もあることに加え、福祉・医療関係者の人材不足や地域の活性化といった課題解決のためにも、YMCAと共に歩んでまいりたいとの答弁がありました。

これを受けて、委員中から、昨年12月議会に提出された同財産の無償貸付け及び、今回の減額貸付けの議案提出にあたり、貸付け相手方の経営状況に係る説明に及んだが、財務諸表等で確認をしているのか、との質疑があり、当局から、YMCAは岩国校を含め、4校の専門学校を経営されているが、その事業活動収支計算書によると、連結決算で、平成26年度は約260万円の黒字、

平成27年度、28年度はそれぞれ約4,600万円の赤字であることを確認している、との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、総務常任委員会の審査報告を終わります。